



平成29年5月12日

各 位

会 社 名 福留ハム株式会社
代表者名 代表取締役社長 中島 修治
(コード番号 2291 東証第二部)
問合せ先 執行役員 総務経理部長 加藤 博美
(TEL:082-278-6161)

単元株式数の変更及び株式併合並びに これらに伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月24日開催予定の第66回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に、下記のとおり単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)及び株式併合(5株を1株に併合)並びにこれらに伴う定款一部変更について付議することを決議致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単위를100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更(以下「本単元株式数変更」)することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」について係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式併合(5株を1株に併合)を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株式名簿に記載された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③効力発生日における発行可能株式総数

13,600,000株(併合前:68,000,000株)

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めにより、本株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)に上記のとおり変更したものとみなされます。

④株式併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	17,000,000株
併合により減少する株式数	13,600,000株
併合後の発行済株式総数	3,400,000株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合の前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合と同じで発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	68,000,000株
変更後の発行可能株式総数	13,600,000株

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株式名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数(割合)		所有株式数(割合)	
	株主数	割合	所有株式数	割合
総株主	3,890名	100.000%	17,000,000株	100.000%
5株未満	81名	2.082%	90株	0.000%
5株以上	3,809名	97.918%	16,999,910株	100.000%

(注)本株式併合を行った場合、現在5株未満の株主様81名(所有株式数の合計90株)は、下記(4)の対応を行ったうえでその保有機会を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。(なお、本定時株主総会において付議される定款一部変更議案では、単元未満株式の買増し請求を可能とする旨の定めが新設されます。本議案が承認可決された場合、平成29年6月26日より「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことも可能となります。)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端株が生じた株主さまに対して、端株の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合による影響等

本株式併合により発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(6) 併合の条件

本定時株主総会において本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>6,800万株</u>とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 本社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>1,360万株</u>とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第6条及び第8条の変更は、第66回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成29年10月1日をもって効力を発生するものとする。なお、本附則は平成29年10月1日の経過後、これを削除する。</u></p>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、本定款一部変更に関する議案及び上記2. に記載の株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

4. 主要日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
第66回定時株主総会決議日	平成29年6月24日 (予定)
1,000株単位での売買最終日	平成29年9月26日 (予定)
100株単位での売買開始日	平成29年9月27日 (予定)
単元株式数の変更及び株式併合並びに定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日 (予定)

(ご参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月28日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q1、単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2、株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では5株を1株に併合いたします。

Q3、単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準(5万円以上50万円未満)に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q4、株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。擬態的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2個	400 株	4個	なし
例②	1,050 株	1個	210 株	2個	なし
例③	1,003 株	1個	200 株	2個	0.6株
例④	400 株	なし	80 株	なし	なし
例⑤	147 株	なし	29 株	なし	0.4株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8株

- ・例①に該当する株主様は特段のお手続きはありません。
- ・例②、例④、例⑤に発生する単元未満株式(例②は10株、例④は80株、例⑤は29株)につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」又は「単元未満株式の買増し」制度をご利用できます。
- ・例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。この端数の処分してお支払する金額は平成29年11月下旬にお送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様(例⑥)は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。
なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」又は「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q5、株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は5倍になります。

したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様がご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q6、今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成29年5月12日	取締役会決議日
平成29年6月24日（予定）	第66回定時株主総会決議日
平成29年9月26日（予定）	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日（予定）	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日（予定）	単元株式数の変更及び株式併合並びに発行可能株式総数変更の効力発生日
平成29年11月下旬（予定）	端数株式処分代金のお支払い

Q7、株主優待に変更はありますか。

単元株式数の変更及び株式併合後におきましても、現在の株主優待制度と変わりなくご提供するため、現在1,000株以上保有の株主様に送らせて頂いております株主優待品を、株式併合後におきましては株式併合後200株以上保有の株主様に5,000円相当の当社製品をお送りさせて頂く予定となっております。

Q8、株主は何か手続きをしなければなりませんか。

特段の手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人	日本証券代行株式会社
同連絡先	〒168-8620
	東京都杉並区和泉二丁目8番4号
	日本証券代行株式会社 代理人部
	電話:0120-707-843（フリーダイヤル）
	受付時間:平日9時~17時（土・日・祝日等を除く）

以 上